

随意契約（相手方指定）調書

件名	修繕契約（あらかわエコセンター・荒川たんぼぼセンター庁舎電話交換機設備等更新作業）	No.5200558
工（納）期	令和5年12月28日	
契約締結日	令和5年8月9日	
契約金額	3,850,000円（消費税込み）	

契約相手方	電通工業株式会社 (法人番号：7010401018749)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考	総価契約	

業者選定理由書

件名	修繕契約（あらかわエコセンター・荒川たんぼぼセンター庁舎電話交換機設備等更新作業）
指名業者 （案）	名称 電通工業株式会社 所在地 東京都品川区東大井五丁目11番2号K-11ビル 代表者 代表取締役 有若 信雄
特命理由	<p>本件は、あらかわエコセンター及び荒川たんぼぼセンターの庁舎に既設の電話交換機設備及び電話機を取り外し、新しい機器へ交換する修繕契約である。主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none">① 本案件は、電話交換機設備等の更新にあわせて、区役所本庁舎とエコセンター等の間の内線をアナログ回線からデジタル回線に変更することで、電話料金の節減やたんぼぼセンターの内線の増設といった電話環境等の改善を行う。② 回線変更に際して、本庁舎の電話交換機設備についても設定等を変更する必要がある。本庁舎の電話交換器設備は区の電話網を担う重要な設備であることから、その作業を実施するためには、本庁舎の電話交換器設備や区の電話網を十分に把握しておく必要がある。③ 上記業者は、荒川区の電話設備保守を受託しており、本庁舎等の電話交換機設備及び区の電話網を熟知している。これまでの履行状況も良好であることから、安全かつ確実な履行が期待できる。 <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）